

上勝町地域活性化起業人（副業型）募集要領

1 概要

上勝町（以下「本町」という。）は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）」に基づき、本町独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安全・安心に繋がる取組を推進していくため、専門的な知見やネットワークを有する民間企業に所属する副業人材（以下、「起業人」という。）を募集します。

本町と起業人との間で契約を締結し、起業人は本町のオンラインツールの効果的な運用等に関わる業務に従事します。

2 業務内容

起業人は企業で培われたノウハウ、ネットワーク、ビジネススキル等を活かしながら、本町の魅力や価値の向上、地域経済の活性化のために次に掲げる新規業務に従事します。

（１）本町のオンラインツールを効果的に運用し、情報発信するための助言、フレームワークづくり等具体的には、以下の事項を想定する。

- ・本町の環境関連等、各種コンテンツの認知拡大
- ・ゼロ・ウェイストの根底に里山暮らしがあることの認知拡大
- ・町民や来町者が必要な時に必要な情報にアクセスできる仕組みづくり
- ・関係人口の増加及び関係性維持強化

なお、各施策の実施にあたっては、関係各所との連携を図りながら段階的に取り組むものとする。

3 募集人数

1名

4 任用期間

令和8年9月1日から令和9年2月28日まで

5 勤務条件等

（１）勤務日数及び勤務時間

本業務への従事は、月 4 日以上かつ月 20 時間以上とする。

（２）勤務形態

次のいずれかの場所で勤務することができる。

- ・上勝町役場
- ・上勝町内
- ・テレワーク（オンライン勤務）

（３）現地滞在要件

月 1 日以上は上勝町内に現地滞在し、かつ上勝町役場に出勤するものとする。

（４）起業人の勤務及び業務に必要な備品・消耗品については、起業人との相談により本町が準備します。

- (5) その他、勤務条件等は、資料1「地域活性化起業人制度（副業型）に基づく活動に係る業務委託契約書」のとおりです。

6 費用負担

- (1) 起業人に対し、活動に係る報酬の上限額は年額100万円（うち消費税及び地方消費税額90,909円）とし、旅費は上限額を年額100万円としたうえで、実額を支給するものとします。ただし、報酬・旅費とも予算の範囲内とします。
- (2) 前項の規定に基づき、甲から乙に支払われる報酬の額は、次のとおりとします。
- ①日額10,000円～20,000円（消費税及び地方消費税額を含む）で、経験・保有資格・現職の給与を考慮して決定するものとし、業務日数（月6日程度を想定）に応じた額を支給するものとします。

7 応募要件

三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部を言う。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。ただし、派遣時点で入社後3か月未満のものは除くものとし、企業からの派遣の際、現に本町の区域内に勤務する者を除きます。

8 応募手続き

(1) 提出書類

- ①上勝町地域活性化起業人（副業形）申込書（別紙1）
②職務経歴書（任意様式）
③要項に定める業務における実績事例（任意様式）
④所属企業から副業の承諾を得ていることが分かる書類（写し可）

(2) 応募締切 令和8年8月7日（金）必着

(3) 応募方法

提出書類を下記にメールもしくは郵送でご提出ください。（送信・発送の確認を電話でお願いします。）

E-mail : suga_midori@kamikatsu.i-tokushima.jp

住所：徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1

電話：0885-46-0111

9 選考方法

- (1) 1次審査（書類審査）：令和8年8月上旬予定
※募集条件の確認
- (2) 2次審査：令和8年8月中旬予定
面談（対面もしくはオンライン）による選考を行います。

10 その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度推進要綱（令和3年3月30日総行応第78号）」の定めるところによります。